

ふるーる保育園 登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

園児氏名 _____

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 * 以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス感染症)	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎 (はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O 157など)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹(ひしん)が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 令和 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

(_____)

証明日: 令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印 _____

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より
※一部「学校保健安全法施行規則準用」